資　料　編

1　計画策定過程

年月日	策定過程
平成30年４月27日～５月18日	市民アンケート調査の実施
平成30年６月５日	市民ワークショップ（第１回南部地域）の開催
平成30年６月７日	市民ワークショップ（第１回北部地域）の開催
平成30年６月８日	市民ワークショップ（第１回中部地域）の開催
平成30年６月26日	市民ワークショップ（第２回南部地域）の開催
平成30年６月28日	市民ワークショップ（第２回北部地域）の開催
平成30年６月29日	市民ワークショップ（第２回中部地域）の開催
平成30年７月６日	第1回東広島市地域福祉推進協議会の開催
平成30年12月８日	日常生活圏域別座談会（豊栄地域）の開催
平成30年12月８日	日常生活圏域別座談会（福富地域）の開催
平成30年12月９日	日常生活圏域別座談会（黒瀬地域）の開催
平成30年12月９日	日常生活圏域別座談会（安芸津地域）の開催
平成30年12月14日	日常生活圏域別座談会（西条北地域）の開催
平成30年12月14日	日常生活圏域別座談会（西条南地域）の開催
平成30年12月15日	日常生活圏域別座談会（高屋地域）の開催
平成30年12月15日	日常生活圏域別座談会（河内地域）の開催
平成30年12月16日	日常生活圏域別座談会（八本松地域）の開催
平成30年12月16日	日常生活圏域別座談会（志和地域）の開催
平成31年2月14日	第１回計画策定部会の開催
平成31年３月13日	第２回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和元年７月９日	第３回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和元年10月18日	第４回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和元年11月５日	東広島市議会全員協議会への中間報告
令和元年11月20日～12月17日	パブリックコメントの実施
令和2年１月16日	第５回東広島市地域福祉推進協議会の開催

２　推進協議会規則、委員名簿

○東広島市地域福祉推進協議会の組織及び運営に関する規則

平成26年３月31日
規則第15号
改正　平成27年３月４日規則第６号
（題名改称）
平成28年３月31日規則第28号

（趣旨）

第１条　この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第３条の規定に基づき、東広島市地域福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　推進協議会は、次の事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

⑴ 東広島市地域福祉計画（以下「計画」という。）の事業の推進及び見直しに関すること。

⑵ 計画の進捗状況及び成果の確認及び評価に関すること。

⑶ その他計画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴ 学識経験者

⑵ 医療、福祉及び保健関係団体の代表者

⑶ ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者

⑷ 社会福祉事業経営団体の代表者

⑸ 社会福祉活動を行う団体の代表者

⑹ 地域住民の代表者

⑺ 関係行政機関の職員

⑻ その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、５年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　推進協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は会務を総理し、推進協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（部会）
第７条　推進協議会は、第２条に規定する所掌事務に関する調査及び検討を行わせるため、部会を置くことができる。
（庶務）
第８条　推進協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。
（委任）
第９条　この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。
附　則
１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。
２　推進協議会の委員の委嘱又は任命のために必要な行為その他推進協議会の設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
３　第６条第１項の規定にかかわらず、最初に開かれる推進協議会の会議は、市長が招集する。
附　則（平成27年３月４日規則第６号）
この規則は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成28年３月31日規則第28号）
この規則は、平成28年４月１日から施行する。

東広島市地域福祉推進協議会委員名簿

区分	所　　属	氏　　名
学識経験者	広島大学大学院社会科学研究科	江頭　大藏
医療、福祉及び保健関係団体の代表者	東広島地区医師会　地域連携室	三上　雅美
	東広島市民生委員児童委員協議会	樋原　孝昭
	東広島地域在宅看護職の会	坪島　芳子
	認知症の人と家族の会「やすらぎ会」	木原　千代子
	東広島市心身障害児者父母の会	川本　菊江
ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者	東広島市ボランティア連絡協議会	実岡　幹子
	学生ボランティア団体OPERATIONつながり	繁田　京ノ輔
	広島国際大学ボランティア部 つぶ	小嶋　元気
社会福祉事業経営団体の代表者	東広島市社会福祉施設連絡協議会	本永　史郎
社会福祉活動を行う団体の代表者	東広島市社会福祉協議会	髙橋　康裕
地域住民の代表者	川上小学校区住民自治協議会	有光　秀雄
	東志和小学校区住民自治協議会	田島　邦男
	西高屋地区社会福祉協議会	井上　泰秀
	上黒瀬小学校区住民自治協議会	村上　義則
	久芳住民自治協議会	海原　邦夫
	あすか住民自治協議会	髙橋　百合子
	こうち・地域福祉を進める会	松浦　義弘
	安芸津地区民生委員児童委員協議会	吉田　清志
関係行政機関の職員	東広島市	梶永　里美

※所属は任命時点のもの

東広島市地域福祉推進部会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく東広島市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、又は改訂するため、東広島市地域福祉推進協議会の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第７条の規定に基づき、東広島市地域福祉推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　部会は、規則第２条に規定される東広島市地域福祉推進協議会の所掌事項の事前の調査及び検討並びに計画の策定又は改訂に係る各部局の総合調整に関する事務を行う。

（組織）

第３条　部会は、代表委員及び委員をもって構成し、代表委員は健康福祉部社会福祉課福祉総務係長の職にある者を、委員は別表に掲げる課に所属する職員の中から当該課の推薦があった者をもって充てる。

２　部会の会議は、代表委員が必要に応じて召集し、これを主宰する。

３　代表委員は、必要があると認めるときは、特定の事案について関係のある委員のみを招集し会議を開催することができる。

（関係者の出席）

第４条　部会の会議において、代表委員が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、代表委員が部会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年８月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年７月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

別表

総務部危機管理課
政策企画部総合政策課
政策企画部政策推進監
生活環境部地域づくり推進課
生活環境部人権男女共同参画課
健康福祉部障害福祉課
健康福祉部健康増進課
健康福祉部地域包括ケア推進課
健康福祉部介護保険課
健康福祉部国保年金課
こども未来部こども家庭課
こども未来部保育課
産業部産業振興課
都市部都市計画課
教育委員会学校教育部指導課
教育委員会学校教育部青少年育成課
教育委員会生涯学習部生涯学習課
社会福祉法人　東広島市社会福祉協議会

3　個別計画の計画期間

各個別計画の計画期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第８次東広島市高齢者福祉計画 第７期東広島市介護保険事業計画			●	→	→				
東広島市自殺対策計画				●	→	→	→	→	
東広島市食育推進計画（第２次）		●	→	→	→	→	→	→	
東広島市健康増進計画（第２次）	H26 から		→	→	→	→	→	→	
第３次東広島市障害者計画		●	→	→	→	→	→	→	
第５期東広島市障害福祉計画 第１期東広島市障害児福祉計画			●	→	→				
第２期東広島市子ども・子育て支援事業計画					●	→	→	→	→
東広島市地域福祉計画（第３次）					●	→	→	→	→

4　用語解説

用語	解説	掲載ページ
ア行		
あいサポートフォーラム	障害に対する理解を深めることで、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた意識づくりのために広く市民を対象として毎年１回開催しているイベントです。	74
ICT、IOT	ICT は、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、インターネットや携帯情報端末等のコンピューター関連の技術を総称したものです。 IOTは、Internet of Thingsの略で、モノのインターネット化をいいます。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報を交換することにより相互に制御することが可能となる仕組みのことです。	57・59・65・83・95
あったか応援センター	社協に事務局を置き、ボランティア活動の相談受付やボランティアの養成、登録、活動の連絡調整、活動情報の提供を行っています。	86
移動円滑化基本構想	地域特性や高齢者及び身体障害者等の意見を反映した重点整備地区（駅等の旅客施設やその周辺）内における重点的かつ一体的な事業の推進を図るための基本構想のことをいいます。	98
インフォーマルな助け合い（インフォーマルな支援）	介護保険のような行政が公式（フォーマル）に行うサービスではなく、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ等地域の様々な主体による生活支援サービスをいいます。	66・68・69・70
SNS（エスエヌエス）	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。	33・69・70・90・91
NPO（エヌピーオー）	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体のことをいいます。	65・87・88・98・100
カ行		
介護サポーター	福祉・介護人材が不足する中、事業所において、介護職員が行っている身体介護以外の周辺業務をしていただく方のことです。60歳以上の方を対象としています。	76

用語	解説	掲載ページ
各種団体	特定の目的を達成するために集まる人の集合組織をいい、本計画では、権利や能力の有無を区分することなく、地域において活動する団体の例示として表しています。	9・55・62・65・69・70・71・84・85・99・100
学校安全ボランティア	小学生が安全に登下校できるよう、PTAや地域の方々による見守りのボランティア活動のことです。	76
通いの場	地域住民の自主的な運営により、定期的に集まり、介護予防に効果のある体操（いきいき百歳体操等）を実施している場所です。	19・68・79・80・87
虐待防止センター	障害者虐待防止法の規定により設置するもので、障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者保護のための相談、指導及び助言、広報・啓発等を行います。	93
緊急通報システム	利用者が自宅で急病や事故等の緊急事態が発生した際に、緊急通報機器の非常ボタンを押すことにより、受信センターに連絡ができるシステムです。受信センターでは専門知識を有する看護師等が対応し、緊急通報協力員と連携しながら、必要に応じ消防局に連絡をとり、速やかな救助につなげます。併せて、日常生活における健康相談や、定期的な状況確認を行います。	92・93
ぐるマルサポーター	ぐるマルとは「ぐるっとマルごと東広島」の略で、みんなでつながって輪になり、高齢者を支え合う地域づくりを表現した言葉です。 ぐるマルサポーターとは、本市独自の基準で実施する基準緩和型訪問サービス（身体介護を伴わないサービス）に従事する方のことです。	76
ぐるマルフェスタ	高齢になっても地域の中で安心して生活ができるまちにするため、市民一人ひとりに地域包括ケアシステムについて理解、関心を持ってもらうイベントです。	68・70
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	76
健康福祉まつり	福祉・保健・医療関係者等と連携、協働して市民の健康と福祉への理解と関心を高めるため、年1回市内4か所で開催されるイベントです。	4・76
権利擁護センター	成年後見人を受任する法人後見事業と判断能力の不十分な方の日常的な金銭管理を支援する福祉サービス利用援助事業「かけはし」、その他の相談等を行っている事業です。社協に相談窓口があります。	93

用語	解説	掲載ページ
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生に産む子どもの数を推計したもの。人口を維持するために必要な数値は2.08以上とされています。	13
高齢者サロン	地域サロンの項を参照。	19
高齢者相談センター	高齢者に関する介護や健康のこと、財産管理や虐待等の高齢者の権利を守ること、その他高齢者の生活で気になることについて相談できる窓口です。地域包括支援センターと連携し、相談業務を行っています。	77
コーディネート	様々な人や物を結び付けたり、つないだりすることをいいます。	65・69・70・85・86・87・100
子育てサロン	地域サロンの項を参照。	19・79・80
子ども110番の家	全国で展開されている、子どものための緊急避難所設置の取組み及びその取組みによって設置された避難所のことです。登録された家には「子ども110番の家」の旗が設置されています。	76
子育て・障害総合支援センター「はあとふる」	子育てに関する相談支援や障害者の地域生活支援、福祉サービスの利用援助等を統合的に推進する総合相談支援窓口です。	93・95
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料や安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みのことをいいます。	43・44・92
コミュニティ健康運動パートナー	市が主催する「生きがい健康体育大学」を受講し修了した方で、居住する地域でシニアスポーツ（ペタンク、太極拳、ゲートボール）の普及活動や通いの場の運営支援等を行う方のことです。市役所のスポーツ振興課が窓口となっています。	76
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	制度の狭間の問題に向き合い、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的な福祉サービスの制度との関係を調整したりする人材のことです。	69・70
コミュニティバス	交通空白地域、不便地域の解消のため、市が計画し運行する乗り合いバス、乗り合いタクシー等のことをいいます。	59
サ行		
災害情報システム	緊急告知ラジオやメール配信サービス等、防災情報を市民に伝達するシステムのことをいいます。	83

用語	解説	掲載ページ
災害ボランティアの事前登録	東広島市内に在住、勤務又は在学している方で、市内で災害が発生したときに、被災者への支援活動のボランティアをしたい方が迅速かつ効果的にボランティア活動が行えるように、事前登録をしていただく制度です。平常時にも登録者への研修や被災者支援に係わる情報提供等を行う取組みをしています。社協が窓口となっています。	83
在宅高齢者見守り協力員	日常生活の中で高齢者の見守りや声かけを行い、気付いたことがあれば民生委員児童委員や地域包括支援センター等に連絡します。民生委員児童委員の推薦に基づき、市長が依頼します。	19・68・70
シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）をインターネットを介してほかの個人等も利用可能とする経済活性化活動をいいます。	69
自主防災組織	地域住民が、自主的に住民同士で災害や火災等から身を守るために結成する組織のことをいいます。	3・54・57・82・83
市民協働センター	市民の公益的な活動を支援し、「市民と市民」、「市民と行政」の協働のまちづくりを推進するための拠点として市役所北館１階に設置しています。多様な主体の相談窓口、情報の一元化、活動コーディネートを行っています。	87・88・91
社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに周囲から気づかれず支援につながりにくい状態にあることをいいます。	1・28・85
社会福祉協議会（社協）	社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。全国・都道府県・市町村のそれぞれに組織されており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。本市には、社会福祉法人としての専任職員と事務局をもつ「東広島市社会福祉協議会」と住民主体の任意団体で顔の見える小地域単位で活動する「地区社会福祉協議会」があります。	1・5・6・7・31・34・36・53・56・65・70・71・77・81・84・87・88・93・99・100
社会福祉施設	高齢者や子ども、心身障害者、生活困窮者等、社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている方を支援する施設です。特別養護老人ホーム等をいいます。	83・86
社会を明るくする運動	全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動のことです。	88

用語	解説	掲載ページ
集会施設	地域住民がコミュニティ活動の場として利用する施設のこと。本市には、市が設置した地域集会所と地域住民が市の補助金等を活用して建築した地元集会所等があります。	89
主任児童委員	民生委員児童委員の項を参照	22
住民自治協議会	小学校区単位（一部、旧小学校区）を基本に、地域住民や様々な団体で構成される、地域を代表する組織です。 市やほかの多様な団体と連携し、地域の課題解決、魅力創出に取り組んでいます。 令和２年３月時点において、市内全体で47の住民自治協議会が設立されています。	1・3・4・7・17・34・35・53・55・58・62・64・66・70・76・77・78・83・84・85・88・89・99・100
熟年大学	市内在住の60歳以上の方を対象に、いつまでも健康で明るい生活を送り、学習を通して得られた知識や技能等を地域活動やボランティア活動の場面で活かしていただくための学習講座です。社協が窓口となっています。	78
生涯学習センター	中央生涯学習センターをはじめとして市内５か所に設置されており、生涯学習及び社会教育の場となることを目的として設置された施設です。	8・9・73・74・89
障害者移動支援	公共交通機関を利用することが困難な障害者に対して、リフト付きバスやタクシー乗車助成制度を実施する事業です。	97・98
シルバー人材センター	働くことを通じて生きがいを得られるように、定年退職者等の高年齢者にライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供する組織です。 都道府県知事の認定を受けた公益法人で、市（区）町村単位に置かれています。	88
スマートウェルネスシティ首長研究会	スマートウェルネスシティ（そこに暮らすことで、「健幸（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）」になれる「まち」のこと）の構築を目指す首長の集まりです。	96
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援や介護予防のため、地域の社会資源を把握し、福祉のネットワークを構築する等により、地域福祉活動をコーディネートする人材です。本市には、市全体を１名、日常生活圏域ごとに1名、合計11名が配置されています。	72・86
制度の狭間	課題があるにも関わらず、既存の制度やサービスの対象とならず解決が困難な状態に陥っている状態をいいます。	1・65・70

用語	解説	掲載ページ
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。	57・74・92・93
セーフティネット	「安全網」と訳され、予期せぬ出来事や最悪の事態等を回避する制度のことです。	66・91
総合福祉センター	各種の福祉サービスや保健サービスを提供し、総合的に市民の福祉と健康の増進を図るための施設です。西条町土与丸にあります。	9
そよかぜねっと	子育て中の方や高齢者、障害者、介護をしている方等の日常生活の中でのちょっとした困りごとを応援する有償の住民互助活動のことで、社協が窓口となっています。	81
タ行		
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。	1・56・62・70
地域子育て支援センター	市内の保育所や公共施設内に設置されており、主に３歳未満児を持つ保護者とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供しています。	57・95
地域コミュニティ	住民自治協議会、区、自治会等をいいます。	62・69
地域サロン	地域住民により運営され、近隣の住民が気軽に集える場として集会所等で開催されています。サロンでは参加者が互いに語らい、健康講座等の活動を行います。高齢者が中心の「高齢者サロン」、子育て世代が中心の「子育てサロン」、障害者や介護者の不安や心配ごと等を話し合いながら当事者同士の交流を深める「当事者サロン」等があります。	4・19・56・68・79・80
地域すくすくサポート	妊娠期から子育て期にわたる相談、情報収集、集いの場所です。	95
地域センター	地域活動の拠点施設で、市内に35施設あります。	8・9・53・65・73・89
地域づくり推進交付金	住民自治協議会が地域独自の課題解決や、特色を活かした魅力ある地域づくりを推進していくための活動に対して市が交付する交付金です。	85
地域福祉センター	市民の生活文化の向上、社会福祉の増進及び地域における保健活動の充実を図るための施設です。黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町にあります。	9

用語	解説	掲載ページ
地域包括支援センター	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口です。高齢者相談センターと連携し、高齢者の相談業務を行っています。	31・57・77・95
地域包括ケア（地域包括ケアシステム）	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供されることです。	1・59・65
地区社会福祉協議会（地区社協）	社会福祉協議会の項を参照。	
デマンド交通	利用者の事前予約に運行経路やスケジュール等を合わせて運行する地域公共交通のことです。	59
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者やパートナー等からの身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動のことをいいます。	18・57・74・91・92
ナ行		
日常生活圏域	誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域をいいます。本市では、おおむね町単位で10の圏域が設定されています。この圏域を単位として、地区民生委員児童委員協議会が設置されている他、地域包括ケアシステム構築の基礎となっています。	7・8・53・58・86・95
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、手助けをする「応援者」です。何か特別なことをする必要はなく、認知症の人や家族の気持ちを正しく理解し、日常生活の中で自分ができる範囲で支援活動をします。市民、市内在勤の方を対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。	54・75・76
ハ行		
はいかい老人SOSネットワークシステム	認知症等による徘徊者の安全と家族の安心を守るための活動や東広島警察署から依頼のあった行方不明者の捜索等の協力を行っている事業です。	86
発達障害	生まれつき脳の発達が通常と違っているために、幼児のうちから症状が現れる障害です。様々な症状があり、現れ方も個人差が大きく、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等があります。	76・93

用語	解説	掲載ページ
パブリックコメント	市民や各種団体等からの意見のことをいいます。意見公募の手続を指す言葉として用いられることが多く、計画等を策定する過程で広く民意を反映させる仕組みとして用いられます。	7･9
バリアフリー	子どもや障害者、高齢者等が生活する上での障壁（バリア）を取り除くという考え方です。	4・47・65・89･97･98
東広島スタンダード	「あいさつ」「返事」「言葉づかい」「履き物をそろえる」からなる本市の子どもの行動目標のことです。	54･71･72
被災者生活サポートボラネット	災害が発生した際に、支援を必要とする方（被災者）とボランティアを結び付け、被災者の生活を迅速にサポートするための総合的な調整を行うネットワーク組織です。 平常時から市内の関係団体等で構成する「被災者生活サポートボラネット推進委員会」を設置し、定例の委員会や防災、減災に関する研修会、ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施しています。	83
避難行動要支援者	災害から自らを守るために安全な場所に避難する行動をとるのに支援を要する人のことで、一般的には、高齢者、障害者等をいいます。	4・54・57・60･82･83
避難行動要支援者避難支援プラン	避難行動要支援者の避難支援対策が円滑に推進できるよう、平常時からの情報伝達体制や避難支援体制の整備を定めた計画のことをいいます。	82･83
ファミリー･サポート･センター	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所の送迎や外出時の一時預かり等、子育て支援を行う助け合いの仕組みを運営しています。	18･76
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	判断能力の不十分な方の日常的な金銭管理や福祉サービス利用に関する支援を行う事業です。	93
福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送	移動制約者（要介護者、障害のある方等）や公共交通機関による十分な輸送サービスが提供されていない公共交通空白地）の輸送手段を確保するため、ＮＰＯ等により運行される有償運送のことです。 運行に当たっては、関係者からなる運営協議会で必要性等について合意を得た後、運輸支局等に申請し、登録されることが必要です。会員登録した方のみ輸送対象となります。	98
福祉センター	市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための施設です。西条下見と河内町にあります。	9･65･89

用語	解説	掲載ページ
ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける相談相手」という意味で、発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けたペアレント（親）のことです。同じような発達障害のある子どもをもつ保護者に寄り添って話を聞き共感することで、子どもの障害を前向きに受け止める心理的支援を行います。	76
包括的な支援体制	地域住民や支援関係機関の相互の協力により、必要な支援が必要な人に届くような体制をいいます。	1･2
訪問型サービスＡ	介護保険によるサービスの種類のひとつで、主に雇用労働者（訪問介護員）が利用者のもとを訪れ、日常生活に対する援助を行うサービスです。サービス例としては、掃除やゴミ出し、衣類の整理や被服の補修等があります。	76
ボランティア活動支援センター	ボランティア活動を推進するため、市民を対象にボランティア活動の推進に係る情報の収集・提供及び個人・団体のボランティア活動の相談業務を実施します。	86
マ･ヤ･ラ･ワ行		
見守り協定	新聞販売店や郵便局の方等の見守り活動で、日常の業務の範囲内において、住民に関する何らかの異変を察知した場合に、民生委員児童委員に連絡する協定のことをいいます。	81
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方々です。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う方々で、民生委員が児童委員を兼ねています。ただし、児童委員の一部の方で、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている場合もあります。	22・34・37・53・54・65・68・69・70・77・81・87・88
モビリティマネジメント	過度な自動車利用から公共交通・自転車を適切に利用する方向に自発的に変化を促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のことです。	98
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢に関係なく、全ての人が快適に利用できるように製品や建物、街並み等を設計、デザインすることです。	4･65
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの段階や、それぞれの段階における生活環境のことをいいます。	64･95･96

用語	解説	掲載ページ
老人クラブ	高齢期を健康で生きがいをもって豊かに過ごすことを目的として、社会奉仕活動やスポーツ、学習活動、地域福祉活動等に、自発的・主体的に取り組んでいる高齢者の団体です。地域ごとに組織されており、60歳以上の人ならどなたでも加入することができます。	88
ワークショップ	コミュニティ活動の場等で、講師の話を一方的に聞くのではなく、参加者自らが討論に加わって合意形成を図ったり、体験したり、創造をする等、あらゆる分野で広く用いられている手法です。	7・8・9・55・78
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりが、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことです。	71・72